

会員規約一部改訂及び特約追加のお知らせ

2020年9月11 日(金)より以下の通り、会員規約とWeb 明細(環境宣言)利用特約の一部改訂および特約の追加をさせていただきますので、ご案内申し上げます。

※下記条項の変更・追加・削除により、各条項内・特約内記載の条項番号が変更となる場合がございます。赤字部分が改定または追加となった箇所です。

【カード会員規約】新旧対照表

現行	改定後
<p>第 8 条(お支払い方法と費用の負担)</p> <p>⑤カード利用による支払金については、本規約に定める方法により算定し、本人会員に請求書にて通知します。本人会員は、当該請求書記載のカード利用による支払金、残高その他の内容を確認の上、これに異議がある場合は、毎月月末までに甲に申出るものとします。甲は、本人会員から当該異議の申出がない限り、当該請求書記載の内容が承認されたものとみなします。</p>	<p>第 8 条(お支払い方法と費用の負担)</p> <p>⑤カード利用による支払金については、本規約に定める方法により算定し、本人会員に電磁的方法により請求明細を提供します。ただし、支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合には、本人会員の届出住所宛に郵送する方法により請求明細を提供します。本人会員は、当該請求明細に記載のカード利用による支払金、残高その他の内容を確認の上、これに異議がある場合は、毎月月末までに甲に申出るものとします。甲は、本人会員から当該異議の申出がない限り、当該請求明細に記載の内容が承認されたものとみなします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>⑥⑤における電磁的方法による請求明細の提供方法は、以下のとおりとします。</p> <p>①甲は、電磁的方法による請求明細の提供として、甲所定の日までに甲所定のサーバー内に会員の請求明細のデータ(ポータブル・ドキュメント・フォーマット(PDF)のファイル記録の方式)を記録し、本人会員が甲所定の Web サイトを通じて当該サーバーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。</p> <p>②本人会員は、甲所定の Web サイトから請求明細を閲覧し、その内容を確認するものとします。また本人会員は、システムメンテナンスによる請求明細の閲覧の停止、その他の事情により請求明細の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>

(新設)	⑦⑤において甲が電磁的方法により請求明細を提供している本人会員が、郵送による請求明細の提供を希望する場合は、甲が別途定める「ご請求明細書の郵送に関する特約」を承認のうえ、甲所定の方法により登録を行うものとします。なお、郵送による請求明細の提供の中止を希望する場合には甲所定の方法により甲に申出るものとします。
(新設)	⑧⑤において甲が郵送により請求明細を提供している本人会員が、電磁的方法による請求明細の提供を希望する場合は、甲が別途定める「Web 明細（環境宣言）利用特約」を承認のうえ、甲所定の方法により利用登録を行うものとします。
(新設)	⑨本人会員は、甲による請求明細提供後、郵送による請求明細の提供を希望する場合は、甲が別途定める「ご請求明細書の郵送に関する特約」を承認のうえ、甲所定の方法により申請を行うものとします。
	以下現第 8 条⑥、⑦については⑩、⑪に変更する

【Web 明細（環境宣言）利用特約】新旧対照表

現行	改定後
第 1 条（本サービスの内容） 1. 「Web 明細（環境宣言）」（以下、「本サービス」といいます。）は、株式会社イオン銀行（以下、「当行」といいます。）が発行したクレジットカード（一部のカード、法人カードを除きます）保有者（以下、「会員」といいます。）に対し、当行発行のクレジットカード利用にかかる毎月のご請求明細書を、郵送による方法に代えて本特約で定める方法により通知するサービスをいいます。	第 1 条（本サービスの内容） 「Web 明細（環境宣言）」（以下、「本サービス」といいます。）は、株式会社イオン銀行（以下、「当行」といいます。）が発行したクレジットカード（一部のカードを除きます）保有者（以下、「本人会員」といいます。）に対し、カード利用にかかる請求明細（割賦販売法に基づき交付される書面に限るものとし、以下「請求明細」といいます。）が郵送により提供される場合（支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合）に、当該請求明細を本利用特約で定める電磁的方法により提供するサービスをいいます。
2. 本サービスは、当行の業務委託を受け、イオンクレジットサービス株式会社（以下、「イオンクレジット」といいます。）が提供します。	（削除）

<p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>1. 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、イオンクレジット所定の方法により本サービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した場合に会員は本サービスを利用することができるものとし、速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。</p> <p>2. イオンクレジットは、利用登録が完了した場合、速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。</p> <p>3. 本サービスの提供は、会員がパソコンによってインターネットに接続することができ、かつイオンクレジットからの電子メールを受信できる環境を整えていることを前提とします。</p>	<p>第2条（本サービスの利用）</p> <p>①本サービスの利用を希望する本人会員は、本利用特約を承認したうえで、当行所定の方法により本サービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した場合に、本人会員は本サービスを利用することができるものとし、速やかに本人会員が届け出た電子メールアドレスまたは携帯電話番号等（以下、これらを総称して「電子メールアドレス等」）に宛てて、その旨を通知する電子メール、ショートメッセージサービスまたはその他電磁的な方法によるメッセージ（以下、これらを総称して「電子メール等」）を配信します。</p> <p>③本サービスの提供は、本人会員がパソコン等によってインターネットに接続することができ、かつ当行からの電子メール等を受信できる環境を整えていることを前提とします。</p>
<p>第3条（電磁的方法）</p> <p>1. イオンクレジットは、電磁的方法によるご請求明細書の提供として、イオンクレジット所定の日までにイオンクレジットのサーバー内に会員のご請求明細書データを記録し、会員が Web サイトを通じてイオンクレジットのサーバーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。</p> <p>2. 会員は、前項により提供されたご請求明細書を、イオンクレジット所定の方法により、会員の使用にかかるパソコンに備えられたファイルに記録するものとし、速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。</p>	<p>第3条（電磁的方法）</p> <p>①当行は、電磁的方法による請求明細の提供として、当行所定の日までに当行所定のサーバー内に本人会員の請求明細のデータを記録し、本人会員が当行所定の Web サイトを通じて当該サーバーにアクセスする方法で閲覧できるようにします。</p> <p>②本人会員は、前項の請求明細を、当行所定の方法により、本人会員の使用にかかるパソコン等に記録するものとし、速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。</p>
<p>第4条（ファイルへの記録方式）</p> <p>イオンクレジットは、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）のファイル記録の方式でご請求明細書を会員に提供します。</p>	<p>第4条（ファイルへの記録方式）</p> <p>当行は、ポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）のファイル記録の方式で請求明細を本人会員に提供します。</p>

<p>第5条（カード利用代金明細書の通知方法）</p> <p>1. イオンクレジットは、原則として毎月19日以降に会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、確定したご請求明細書をイオンクレジットのサーバーに記録した旨を通知する電子メールを配信します。会員は、当該電子メールを受領後ただちに、当該電子メールにて指定されたWebサイトからご請求明細書を開覧し、その内容を確認するものとします。また会員は、システムメンテナンスによる本サービスの停止・その他の事情によりご請求明細書の確認ができない場合があることを予め了承するものとします。</p>	<p>第5条（請求明細の通知方法）</p> <p>①当行は、原則として毎月19日以降に本人会員が届け出た電子メールアドレス等に宛てて、請求明細を当行所定のサーバーに記録した旨を通知する電子メール等を配信します。会員は、当該電子メール等を受領後ただちに、当該電子メール等にて指定されたWebサイトから請求明細を開覧し、その内容を確認するとともに本人会員の使用にかかるパソコン等に記録するものとします。また本人会員は、システムメンテナンスによる本サービスの停止・その他の事情により請求明細の確認ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>2. 会員が本サービスを利用する期間中は、当行は原則として会員へのご請求明細書の郵送を停止します。</p>	<p>②本人会員が本サービスを利用する期間中は、当行は原則として本人会員への請求明細の郵送を停止します。</p>
<p>第6条（電子メールアドレス）</p> <p>1. 会員は、当行およびイオンクレジットに届け出た電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なくイオンクレジットのホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</p>	<p>第6条（電子メールアドレス等）</p> <p>①本人会員は、当行に届け出た電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく当行所定のホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</p>
<p>2. 会員は、イオンクレジットから会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知をイオンクレジットから受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。</p>	<p>②本人会員は、当行から本人会員に宛てた電子メール等が不着であるとの通知を当行から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレス等の確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。</p>
<p>第7条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）</p> <p>本サービスの利用に関わるWeb閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）等のサービス利用環境は、イオンクレジットのホームページにて指定するものとします。</p>	<p>第7条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）</p> <p>本サービスの利用に関わるWeb閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）等のサービス利用環境は、当行所定のホームページにて指定するものとします。</p>
<p>第8条（本利用特約の適用および変更）</p> <p>本利用特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。</p>	<p>第8条（本利用特約の適用および変更）</p> <p>（変更なし）。</p>

第9条（本サービスの利用の中止等）	第9条（本サービスの利用の中止等）
1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、イオンクレジット所定の方法により手続きを行うものとし、中止手続きが完了した場合、イオンクレジットは速やかに会員が届け出た電子メールアドレスに宛てて、その旨を通知する電子メールを配信します。中止後は、当行は当該会員へご請求明細書を郵送します。	①本人会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、 当行 所定の方法により手続きを行うものとし、中止手続きが完了した場合、 当行 は速やかに 本人 会員が届け出た電子メールアドレス 等 に宛てて、その旨を通知する電子メール 等 を配信します。中止後は、当行は当該 本人 会員へ 請求 明細を郵送します。
2. 会員は、イオンクレジット所定のサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、速やかに本サービスの利用を中止するものとします。	② 本人 会員は、 当行 所定のサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、速やかに本サービスの利用を中止するものとします。
3. 会員が当行の発行するクレジットカードを脱会した場合、その他理由の如何に関わらずクレジットカード会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。	③ 本人 会員がカードを脱会した場合、その他理由の如何に関わらず会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。
4. 前2項に規定する他、以下のいずれかの事由に該当したときは、イオンクレジットは当該会員に通知することなく本サービスの提供を中止することができるものとします。 a. イオンクレジットが会員に宛てて配信した電子メールが不着となったとき b. その他、当行がご請求明細書の送付が必要と判断したとき	④前2項に規定する他、以下のいずれかの事由に該当したときは、 当行 は当該 本人 会員に通知することなく本サービスの提供を中止することができるものとします。 ① 当行 が 本人 会員に宛てて配信した電子メール 等 が不着となったとき ②その他、当行が 請求 明細の 郵送 が必要と判断したとき
附 則	附 則
本規約は、イオンクレジットサービス株式会社が発行するご請求明細書を、郵送による方法に代えて本特約で定める方法により通知するサービスにも適用します。	本 利用 特約は、イオンクレジットサービス株式会社が発行する 請求 明細を、郵送による方法に代えて本 利用 特約で定める方法により通知するサービスにも適用します。

【ご請求明細書の郵送に関する特約】

新規制定	
第1条（適用）	
本特約は、当行が発行したカード（以下、「本カード」といいます。）の本人会員に適用されます。	
第2条（発行手数料）	
本カードの会員規約第8条⑦および⑨に基づき当行が本人会員に請求明細を郵送により提供した場合、本人会員は、以下のいずれかに該当する場合を除き、当行所定の手数料を、本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。	

㊦キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合

㊧支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合

㊨㊦㊧のほか当行が特に認める場合

第3条(本特約の適用および変更)

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。